

社会福祉法人都市社会福祉協議会 令和2年度第1回理事会 議事録

招集通知年月日 令和2年5月14日(木)
 開催日時 令和2年6月3日(水) 10時00分～10時50分
 開催場所 都市総合社会福祉センター2階研修室
 出席した役員 理事10名(理事定数6名以上10名以内)
 永田優、米吉春美、黒木千晶、江口智美、村吉昭一、坂下修
 島津久友、杉元智子、猪ヶ倉タエ子、朝倉脩二
 監事2名(監事定数2名以上3名以内)
 高野眞、柿木一範

欠席した役員 監事1名
 坊野国治

説明のため出席した職員 事務局12名
 中村健児、大田勝信、櫻田賢治、田村真一郎、上野誠、又木勝人
 黒原清美、児玉誠、森山慎悟、星村太一、鷺崎さとみ、永田晃作

招集者出席の有無 会長 島津久友 出席

議事の結果

定刻に至り、事務局大田勝信が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、島津久友理事を議長に選任し、議長は、高野眞監事、柿木一範監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第1号	職務執行状況報告について	承認
報告第2号 専決第1号	専決処分した事件の報告について ・令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計 収入支出補正予算(第1号)について	承認
議案第1号	令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業報告について	可決
議案第2号	令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計 収入支出決算について	可決
監査報告		
議案第3号	社会福祉法人都市社会福祉協議会従たる事務所の廃止について	可決
議案第4号	令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会資金運用計画につ いて	可決
議案第5号	令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計 収入支出補正予算(第2号)について	可決
議案第6号	社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員補充選任候補者の推薦 について	可決
議案第7号	社会福祉法人都市社会福祉協議会令和2年度第1回評議員会の 開催について	可決

終了時刻 10時50分

議事の経過

島津久友議長「それでは私が議長を兼ねるということで本日の議事を進めてまいりたいと思います。まず、報告第1号職務執行状況報告につきましては、社会福祉法第45条の16第3項及び社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款第21条第5項の規定に基づいて、会長及び常務理事が報告するという事になっております。前回理事会の時にもご報告を申し上げておりますので、今回はそれ以降令和2年3月3日から昨日令和2年6月2日までの職務執行についてご報告させていただくこととなります。まずは会長の職務執行状況について私の方からご報告いたします。」（以下、資料に基づいて説明）

杉元智子常務理事「続きまして、業務執行理事としまして私の方からご報告を申し上げます。報告の期間については会長と同じになりますが、令和2年3月31日までは前任者の業務内容となり、令和2年4月1日以降について主に説明をしたいと思います。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「事務局からの説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。」

議長「特になければご了承をいただけたものといたします。」

議長「続きまして、報告第2号専決処分した事件の報告について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款第28条第1項第1号の規定に基づき専決処分した件のご報告をいたします。こちらは事務局から詳細を報告いたします。」

事務局中村健児「それでは議案の説明は私の方からさせていただきます。報告第2号専決処分した事件の報告について、専決第1号として社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款第28条第1項第1号の規定に基づき、専決処分いたしました。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいまの報告第2号について、ご質問などはありますでしょうか。」

議長「質問がないということでご了承をいただいたものとして扱わせていただいております。」

“異議なし”との声あり、

議長「承認ありがとうございます。それでは、以下の議案に移らせていただきます。議案第1号令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業報告について、また、議案第2号令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算について、関連しておりますので一括してご説明及びご審議をお願いいたします。それでは事務局から説明をよろしく願います。」

事務局中村健児「それでは、議案第1号についてご説明を申し上げます。令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業報告について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会の令和元年度事業が令和2年3月31日をもって完了いたしましたので、定款第40条第1項の規定に基づき、理事会の承認を求めるとでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

事務局中村健児「引き続き、決算について説明を行います。社会福祉法人都城市社会福祉協議会の令和元年度事業が令和2年3月31日をもって完了いたしましたので、決算について定款第40条第1項の規定に基づき、理事会の承認を求めるとでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「それでは、議案第1号、第2号について説明がありましたが、監査報告の方を監事よりお願いしたいと思います。よろしく願います。」

高野眞監事「それでは監査報告をさせていただきます。去る5月25日に令和元年度の監査をいたしました。議案書の13ページに監査報告を記載しておりますが、事業監査と会計監査でございます。私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の事業、会計並びに理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。1についてはその方法及びその内容ですが、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求

め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその付属明細書）について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討したところです。調査・検討に基づきまして、次の2、監査の意見について、業務監査については私高野が、それから会計・収支等監査については柿木監事の方からそれぞれ報告させていただきます。まず最初に、私の方から事業監査についてご報告いたします。（1）事業報告等の監査結果について、①事業報告等は、法令及び定款に従って、法人の状況を正しく示しているものと認めます。これについて少し補足説明をいたします。令和元年度当初の「事業計画書」と、あらかじめ提出いただきました今回の令和元年度「事業報告書」とをすり合わせながら、業務執行状況について、特に各課の重点事業及び新規事業を中心にチェックしました。担当課長より詳細な説明をいただいて当初の事業計画に沿った合理的かつ丁寧な業務執行を確認することができました。いずれも問題解決に向けての取り組みが軌道に乗りつつあることが確認できました。相談支援を中心として地域組織化とその活動支援というのは、個人情報保護と相まってなかなか難しい部分がありましたが、困難なニーズへの対応及び展開の過程において、他の関係機関（行政や各種社会資源等）との連携、協働の在り方に、別の意味での課題も見えてきたことも併せて報告をしておきます。今後、職員個々人のより専門性が問われる対応が期待されると思います。子ども、高齢者関係、障がい者関係の各事業については、この数年の支所再編等改編の努力において、それぞれの地域での活動が軌道に乗ってきたようです。一昨年度にもご報告しましたが、事業によっては費用対効果の視点から気になるところもありまして、これからさらに勘案していく必要があるのかとも思いました。支所再編等にかかわって指定管理事業や委託事業などの整理がこれからの社協の事業の在り方を考える良い機会だったのではないかと思います。今後、全体事業をニーズにあわせてメリット、デメリットに気づきながら改善していく必要があると思いました。事業報告書については誤字・脱字、データの間違いなどもなくなり、内容もそうですが、たいへんすっきりした報告書になっております。起案書、報告書、復命書等について文書取扱規程がありますが、それに沿って、紛失されることなく整理保管をされておりました。今後も法令遵守、危機管理対応の方を是非よろしく願いいたします。次に、②理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は特に認められませんでした。理事会等の法人に関する関係書類を閲覧させていただきました。出席状況、議事録等の作成、登記等の法人運営、法人業務の執行については適切に処理されておりました。文書については非常に見やすい形での整理がされておりました。いつ、なんどき閲覧されてもいいような状態です。以上、業務監査については以上のような意見を添えてご報告をさせていただきました。会計の方については柿木監事の方からお願いいたします。」

柿木一範監事「令和元年度の会計について監査報告を申し上げます。去る5月25日、午前9時30分より総合社会福祉センター1階会長室で実施いたしました。坊野監事と私が主に会計の監査について、それぞれ法人運営事業、地域福祉活動推進事業、障害福祉支援事業、障害福祉サービス事業、介護保険事業、保育事業などを分担しまして、総務担当者から執行状況等を聞き取り、精査を行って監査をいたしました。その結果、当該年度の実業報告、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、および財産目録などについて、この内容を証するための契約書綴り等の関係帳簿、債権証書、定期預金証書、銀行通帳等の証拠書類等を慎重に監査しましたところ、資料13ページの監査報告書に記しているとおり、いずれも適正に示しているものと認めるところでございます。以上、監査報告を申し上げます。」

議長「ご報告ありがとうございました。今の説明あるいは監査報告を受けまして、議案第1号、議案第2号併せて皆様から何かご質問はございませんでしょうか。」

議長「特にご質問はないということですので採決を行います。議案第1号令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業報告について、議案第2号令和元年度社会福祉法人都市社

会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算につきまして異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございました。議案第1号と第2号については原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第3号社会福祉法人都市社会福祉協議会従たる事務所の廃止について、事務局から説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第3号社会福祉法人都市社会福祉協議会従たる事務所の廃止について、社会福祉法第45条の13第4項第4号の規定に基づき、理事会の承認を求めるものでございます。定款に、支所を従たる事務所と記載しておりましたが、令和元年度において高崎支所を高崎老人福祉館から高崎総合支所内に移転することになり、所在地の変更が必要になりました。所轄庁の都市からは、従たる事務所は必ず記載する必要性はないという指導を受けましたので、定款内容の一部変更と併せて、従たる事務所の記載を抹消することにいたしました。定款の変更につきましては、評議員会の議決事項であり3月の評議員会に議案上程し、議決していただいたところです。しかし、従たる事務所の変更及び廃止については、理事会の承認事項である旨の指摘を法務局より受けましたので、今回あらためて理事会に上程するものでございます。」

議長「ありがとうございました。私の方から確認ですが、実際の事務所の物理的な廃止というよりは、定款上の変更であるということよろしいですか。」

事務局中村健児「はい。」

議長「これについて、皆様からご質問があればお願いいたします。」

議長「特になしということよろしいでしょうか。」

高野眞監事「認可施行の日はいつからになりますか。」

事務局大田勝信「今日議決をいただきましたら、あらためまして都市に定款変更の認可申請をしますので、市長の決裁が下りて以降、通知が届いた日が認可施行の日となります。」

村吉昭一理事「少しよろしいでしょうか。高崎サテライトの機能についてですが、高崎総合支所に下りてきているわけです。高崎総合支所には以前は137名程の職員がいましたが、今は50名ちょっとと少なくなってきており、使わない大きな部屋が残っています。そんな中、高崎サテライトにおいては狭い部屋の中で仕事をしており、所長（児玉統括マネジャー）が一番前に座ると、お客さんが来た時に通るスペースがないような状態です。社会福祉協議会が地域で仕事をしていく上で、あまりにも今の状態では狭いと感じています。部屋の移動などについて要望していく必要があるんじゃないでしょうか。質問ではないですが、要望として聞いていただけるようよろしくお願いします。」

事務局中村健児「村吉理事にはありがたいお言葉をいただきまして、感謝申し上げます。実は先日、私と杉元常務理事で高崎総合支所に行った時に、このスペースではお客様が相談に見えた時に対応に苦慮するのではないかと、という印象を持ちました。今後、行政と話をする機会を設けていきたいと考えております。」

村吉昭一理事「ありがとうございます。我々も協力できることはしていきます。これから先の住民にとって一番安心できる場所でないといけないと感じているところですので、よろしくをお願いいたします。」

議長「今、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。それでは、あらためまして議案第3号について、採決を行いたいと思いますが、本件についてご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「それでは議案第3号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第4号令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会資金運用計画についてご説明をお願いします。」

杉元智子常務理事「説明をいたします。議案第4号令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会資金運用計画について、本年度の計画を定めましたので、資金運用規程第6条第2項の規定に基づき、理事会の承認を求めますのでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ご説明ありがとうございます。そうしましたら、議案第4号につきましてご質問等があればよろしくお願ひいたします。」

議長「特にございませんでしょうか。ないようですので議案第4号についてご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「それでは議案第4号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第5号令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第2号）について、事務局の説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第5号社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第2号）について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき、理事会の議決を求めますのでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。議案第5号についてご質問等あればよろしくお願ひします。」

議長「特にございませんでしょうか。ないようでしたら採決を行いたいと思います。議案第5号につきましては、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第5号につきましても原案のとおり可決されました。」

議長「引き続きまして、議案第6号社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員補充選任候補者の推薦についてでございます。では事務局から説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第6号につきましては、当日差替え資料の方をお目通ししたいと思ひます。議案第6号社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員補充選任候補者の推薦について、定款第7条第4項の規定に基づき、理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ご説明ありがとうございます。それでは議案第6号についてご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。」

議長「特にありませんでしょうか。そうしましたら議案第6号について採決に移ります。原案のとおり承認することにご異議はございませんか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第6号は原案のとおり可決されました。」

議長「続いて、議案第7号社会福祉法人都市社会福祉協議会令和2年度第1回評議員会の開催について事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「それでは、議案第7号社会福祉法人都市社会福祉協議会令和2年度第1回評議員会の開催について、定款第14条第1項及び定款細則第5条第1項の規定に基づき、理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいまの第7号議案についてご質問があればよろしくお願ひいたします。」

議長「特にございませんでしょうか。ないようでしたら議案第7号について採決に移ります。原案のとおり承認することにご異議はございませんか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。議案第7号につきましても可決されました。」

議長「予定されておりました議事は以上であります。皆様から何かあればご発言をよろしくお願ひいたします。」

高野眞監事「杉元常務理事の報告のなかで、職員採用試験の日程変更がありましたが、これ

については人数の変更もあったのでしょうか。」

事務局大田勝信「あらためて受験者に連絡をしたところ、2名の辞退者が出ましたので74名で実施する予定です。」

議長「その他にご発言がありますでしょうか。特にないようですので、協議については終了とし、私議長の役目は退任させていただきたいと思います。ありがとうございました。」

事務局大田勝信「それでは、以上をもちまして令和2年度第1回目の理事会を終了したいと思います。皆様ご協力をありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和2年 6月 日

会長 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印